

○山井委員 三十分質問をさせていただきます。

今日は、大変お忙しい中、コロナ分科会長の尾身会長にもお越しをいただいております。

最初に申し上げますが、今回の老健局の深夜までの大人数での宴会、これは本当に残念でなりません。感染拡大防止の陣頭指揮を執る厚生労働省の方々がこういうことをやった。本当はこういう質問は私もしたくないですけども、本当にこれは国民に示しがつきません。

私も、地元の老人ホーム、そして保育園、様々なところを回っておりますけれども、一年間、会食ができない、もちろんカラオケも行けない、旅行も行けない、つらい、給料は上がらない。もう泣いておられますよ、保育現場、介護現場の方、離職者は出ているし。

私、三日ぐらい前も地元の保育園に行きましたが、一年間で何がきついですかと聞いたら、もちろん感染拡大防止のための残業も増えるし様々な大変なことはあるけれども、一番つらいのは、新しい保育士さんが入ってこられて、また出ていかれて、歓送迎会、今までは楽しく歌を歌ってみんなで食事してやっていて、それが一年の一番の楽しみであり団結が深まっていた、それができないのがつらいとおっしゃっていました。そういう意味では、それを取り締まるべき厚生労働省が一番反することをやったということは、これは本当に許せないことだと思います。

ここにもありますように、感染症対策本部の中で書いてあるわけですね。四人まで、そして、食事は短時間で、また、歓送迎会は控えてと書いてあるわけです。

そこで、こういう質問も本当にしづらいんですが、先頭に立ってこういう感染拡大防止に取り組んでおられます尾身会長、今回のこの大人数での深夜までの宴会、これについていかが思われますか。

○尾身参考人 残念だと思います。

○山井委員 もう少し、思われていることを御発言いただけませんか。

○尾身参考人 私は今、この一年、多くの市民、国民がかなり、これはほとんど例外がないと思いますが、多くの人が大変な思いをしてきたと思います。そういう中で、今この局面で大事なものは、更に一般の市民の人に協力していただくためには、私はやはり、国のリーダー、あるいは官僚群も含めて、言ってみれば意思決定をする人たちですよ、その人たちがしっかりと範を示さないと、なかなか一般の市民の人は、逆にしっかりと範を示していただければ、大変苦しいんですけども、それでももう一頑張りしてみようという気が多分起きていくと思うので、そういう意味では残念です、これからはしっかりとやっていたいただければと思います。

○山井委員 尾身会長おっしゃるように、一番模範となる自粛をすべき方々がこういうことをされたということです。

それで、私も余り処分のことについては言いたくないんですけども、昨夜あるいは今朝の国民の皆様を反応を聞くと、やはり軽過ぎるんじゃないかという声をたくさん聞きます。ただでさえやったら駄目なんですけれども、今、尾身会長おっしゃったように、それを指示して一番頭を下げるべき方が、田村大臣も含めて、これだけのことをやらかして、大した処分じゃないというふうに思えます。

やはり田村大臣、御自身も含めて、処分が軽過ぎるんじゃないですか。

○田村国務大臣 責任者であった担当の課長であります、これは非常に責任が重いということで、減給という形であります。これは免職、停職に次いで重い、そういうような処分です。

もちろん、課長がこういうものを意図して催したわけであり、そういう意味では課長は非常に責任は重いわけですが、しかし、私は大臣でありますから、そういう意味では最終的な責任者であります。そういう意味では、課長と同じように私も責任が非常に重い、そのように思っております。そういう意味で、私も大臣の給与、これを返納させていただくということを決めさせていただきました。

もちろん、それでも処分が甘いではないかという御意見があると思います。しっかりと厚生労働省を立て直していくこと、そして、もう一度国民の皆様方に、この感染予防という中において御信頼をいただける、そういう組織にしていくこと、そう簡単ではない、甘くはないと思いますが、そのような組織を立て直していくことが私に

課せられた責任であり、それを全うするのが私の責任であろうというふうに思っておりますので、その重い責任をしっかりと全うしてまいりたいというふうに考えております。

○山井委員 国民の皆様からの一つの御指摘、例えば、時短要請をしているのに十一時までの店を探して行ったというのに耳を疑ったという批判も出ております。

これ、一般の企業、組織、普通、今、九時以降、組織としては禁止しているんじゃないんですか、自粛、禁止。四人以上は駄目とか、九時以降は駄目と。厚生労働省は、四人以上は駄目とか、九時以降は駄目という、そういうルールは今までなかったんですか。十時半から参加するって、発想が分からない、発想が。九時までなのが、ごめんなさい、九時十分までになりましたとか、十五分になりました、それはあるかもしれないけれども、私もお酒好きです、宴会好きです、歓送迎会好きです、大事だと思いますけれども、意味が分からない。

厚生労働省は、四人以上は駄目とか、九時以降は駄目というルールは、今まではなかったんですか。

○田村国務大臣 緊急事態宣言が、解除は二十一日でありましたけれども、それ以前、解除がある程度見えてくる中において、厚生労働省も、当然、緊急事態宣言のときには当たり前の話ではありますが、解除された後も、今、委員がおっしゃられたように、五人以上の会食、そして、お店も、これ、言われるとおり、自ら十一時以降開いている店を調べて、そして、そこを選んだということはもう論外でありまして。

厚生労働省としては、自己適合宣言マーク、こういうものを貼っていただいております、つまり、例えば東京都が、時短要請でありますとか、あとお店の中でアクリル板をつけているでありますとか、いろんな、感染拡大を防ぐためのそういう防止策を打っていただいております。そういう店を選ぶようにというようなことも含めて、今まで厚生労働省、省の方から各職員にはいろいろと指示を出しておったわけではありますが、このようなことになったということは、それが徹底できていなかったということであり、改めて反省をし、再度それを徹底をさせていただいてまいりたいというふうに思っております。

○山井委員 非常に皮肉ながらも、緊急事態宣言を解除しても緩んだら駄目ですよと私たちが必死に頑張っている中で、一番先頭を切って緩んだのが老健局だったという、本当に残念過ぎる事態であります。

そこで、尾身会長にお聞きしたいんですが、一番今深刻なのは大阪だと思うんですね。昨日四百三十二人、東京を上回りました。そんな中で、大阪府は、今週中にでも蔓延防止措置の要請を国にしたいとおっしゃっておられます。尾身会長としては、大阪府は蔓延防止措置、実施すべきだと思いますか。

○尾身参考人 大阪府に関しては、まず、感染のレベルについては、これはもうステージ4に近づきつつあると思います。それから、医療の逼迫の方ですけども、大阪の場合は、変異株の割合も多いということもあって、変異株の患者さんとそれ以外の患者さんを分けるというようなことも今やっていると、余計医療への負担というのが少しずつ進行しているということだと思います。

それから、大阪の場合は、なぜ感染が拡大したかということで、変異株の影響がどれだけか分かりませんが、ほぼはっきりしていることは、春休みの影響もあって、十代を含めた比較的若い年齢層なんかの人がコンパみたいなような行事をやって、感染が急速に拡大したことはほぼ間違いなくと思います。

それで、大阪では今の蔓防をどうするかという話ですけども、大阪では既に時短というのを行われていて、この時短を更に強化するのか、あるいは、先ほど、若い人々も含めて、府民ですよ、人々にどういうふうにしたら更なる行動変容に対する協力をしていただけるか。言ってみれば、この蔓防は、何のためにやって、何をするのかということも十分考慮した上で、私はもう蔓防を発令することを検討する時期に来ていると思います。

○山井委員 恐ろしいスピードで大阪は感染が拡大しております。私も隣の京都ですから、これは本当に、大阪が拡大すると京都にも拡大するということが、非常に危機感を持っております。

ついては、この蔓防については、知事の要請を政府は最大限尊重するということが附帯決議でなっておりますが、近日中に、恐らく今週中に要請をされた場合、諮問委員会で議論をされて、国が大阪府の要請を断る、駄目だ、蔓防はと、そういう可能性もありますか。

○尾身参考人 可能性はあるかどうか、私は、諮問委員会が、もし蔓防を発令するとなると当然開かれると思うので、我々委員は、客観的な指標等々を総合的に判断して、やるべきかどうかということ、しっかりと我々の意見を申し上げたいと思っております。

○山井委員 今、月曜日の段階でかなり増えて、ステージ4に近づいておりますが、そういう状況ではいかがですか。

○尾身参考人 先ほど申し上げましたように、私は、もうこれは検討すべき時期に来ていると思いますが、政府がそれを断るかどうかという委員の御質問ですけれども、それは政府が最終的に判断することで、委員は、しっかりと私も、その状況を、またこれから一日、二日、何人かは分かりませんが、しっかりと判断をして、我々の専門家としての意見をしっかりと述べるつもりであります。

○山井委員 大阪府は、一週間、予定より緊急事態宣言を早く解除したんですね。そのときも諮問委員会で議論されたと思います。今回の感染の急増は、一週間前倒しで解除したということは影響をしていますか、していませんか、いかが思われますか。

○尾身参考人 お答えします。

この感染症はゼロにすることはできません。したがって、解除する時期については、もちろん大阪だけじゃなくて、いろんな地域について、もっと早くした方がいい、もっと遅くした方がいいという議論は当然ありますが、私は、非常に重要なこと、問題の核心は、この感染症は、いわゆる緊急事態宣言等を解除すれば必ずまた感染拡大をするということで、むしろ、より重要なことは、リバウンドをするという可能性があるということはもう申し上げたので、リバウンドしそうなことを、早く予兆を感知して、言ってみれば、ハンマーをどこまで打つか、時機を逸しないでハンマーを打つということに非常にエネルギーを集中することが、一週間早かった、どうかということよりも、よりそちらの方が重要で、それは日本の社会みんなが覚悟をしておいた方がいいと思います。

○山井委員 これは確かに、本当は、微妙な話だと思います。緊張と緩和をどうバランスを取っていくかという、国民の意向ということもあると思いますので。

そこで、蔓延防止措置、蔓防って今までやったことがないんですね。ですから、これは、本当に効果があるのか、余らないんじゃないかという意見もあります。

例えば、緊急事態宣言という、これは大変だとなりますけれども、今日から蔓防ですと言われて、一般の国民の人が、えっ、マンボウみたいなね、何ですかと。かわいいねという声が出ましたけれども、それで、ぴりっと緊張感、いや、名前を批判しているわけじゃないんだけど、やはり緊急事態宣言と蔓防ってかなりレベルが違うんじゃないのという、やったことがないからね、今まで。そういうのもあると思うんですけども。

例えば、これ、尾身会長、蔓防、もし大阪府なりほかの自治体が今後やった場合、私、一つのポイントは、時短要請を九時にするのかそれとも八時にするのか、ここがかなりでかいような気がするんです。ここは本当に正しい選択なんですけれども、この大阪とか今後蔓防をやる地域において、九時じゃなくて、飲食店の時短を緊急事態宣言並みの八時にするという選択肢もありますか。

○尾身参考人 私は、大阪の、個別のこの前に、蔓防というものの考え方について、ちょっと簡単に申し上げたいと思いますけれども、去年暮れに出した緊急事態宣言のときは、あの時点では、いわゆる飲食を介しての感染拡大というのがまさに主要な一つの感染の伝播の方式でしたので、飲食店に重点を置いた、急所をついた対策というのをやって、効果があったと思います。

この感染症は日々変化していますので、今はそのときと少し様子が変わってきております。それは何かというと、もちろん、今も飲食店、飲食を介しての感染が重要な感染の伝播の様式であることは変わりありませんが、それに加えて、明らかに、去年の暮れに比べて、いわゆるクラスターの起きている場所が多様化しています。

したがって、蔓防ということが今社会の一大関心事になってはいますが、明らかに緊急事態宣言と違うことを目的に法律がなっているし、実際に、今は、緊急事態宣言イコール時短という考えがありますが、時短はこれからも重要で、これを八時に下げるのかということはもちろん重要ですが、それと同時に、ほかの感染源、今、例えば一部の職場だとか学校だとか、去年の暮れには余り見られなかったようなところが出てきているということもあるので、むしろ、今この蔓防の特徴は、地域的に重点を置くということが一つです。

それと同時に、地域ということではなくて、緊急事態宣言というのは比較的広く網をかけるわけですが、この蔓防で、今この時期にやるべきことは、むしろ、地域と同時にどこを抑えるかというのは、この前の急所するときよりも更にもう少し感染源に近いところ、これが幾つかあるわけです。飲食店だけでなく、ほかの場にもで

きているので、そこの近い、今まさに感染が起きているところに集中して対策を打つということが今、これは日本全体ですけれども、求められていると私は思います。

○山井委員 今、私たち不安に思っておりますのは、第一波、第二波、第三波、第四波と順番に来ていて、それぞれの波の起点、始まりのところのペースが高いとどんどんどんどん波が高くなっていくということで、今日の配付資料の中にも、四ページに、今後、第四波、第五波の予測という、筑波大学の倉橋先生の試算も出ておりますが、尾身会長にお聞きしたいんですけれども、もし第四波が四月か五月に来るとしたらこの第三波より大きくなるんじゃないか、そういう心配が今様々な試算も含めて広がっているんですけれども、この第四波が来るとしたら、第三波よりも大きくなる可能性はやはりありますか。

○尾身参考人 二点申し上げたいと思いますけれども、今委員がおっしゃった、いわゆる今までの経験を踏まえますと、大きく分けて、都市部と地方部では少しいろんな意味で様相が違いますよね。

地方部の場合は、元々感染のレベルが少ないですから、感染が拡大をし始めるとあっという間にステージ3、4になるということが、ステージ3、4になるまでの期間が、これは都市部に比べてはるかに短いです。そういうことが一点、これからの対策に重要だと思います。

それから、第四波の、より厳しくなるかということですが、これは変異株の問題が今いろんなところで議論されていますけれども、様々なことを総合的に考えますと、変異株が少しずつ日本でも増えているということだけじゃなくて、そのことは、もう特に関西を中心に変異株の割合が増えていることは間違いありませんけれども、むしろ変異株のいわゆる感染力が増えているのかどうかということですが、様々なことを考えると、これは変異株の感染力がいわゆる既存株よりも少し高まっているということが、そう私は判断しても間違いありませんので、このことを十分考慮した上で、これからは対策を打つ。

これからどうなるか。この前の冬るとき、どうなるかというのはこれからの対策次第で、私は、先ほどから申しましたように、感染拡大というのは、兆候があったら早く、蔓防も含めて強い対策を打つということで、今委員申し上げたような、この前よりも更に多い感染者ということにならないように、そういう努力を私はすることが必要だと思います。

○山井委員 ありがとうございます。

それで、田村大臣にお伺いしたいんですけれども、ワクチンなんですけど、優先接種ということで、医療従事者の次は老人ホーム、介護施設の高齢者ということになります。

それで、私、地元からも御相談を受けているのですが、今日の配付資料の九ページ、成年被後見人等に関する予防接種に当たっての留意事項。それで、より具体的に言いますと、十ページに、厚生労働省から自治体に出しているQアンドAがあります。その一番下ですね、成年後見制度を利用していない認知症の方などで、本人の同意が取れない場合、家族の同意のみで接種することはできないという認識でよろしいでしょうか。これは多くのところが苦しんでいるんです。

認知症、私も実は議員になる前は高齢者福祉の研究者として、認知症のグループホームの本とか認知症の本を五冊書いておりますし、スウェーデンでも二年間、認知症の研究、グループホームとかをやりましたから、認知症については、痴呆病棟、グループホーム、いろんなところで実習もしましたから、私なりに感じておりますけれども、認知症の方の多数は意思表示できないんですよ。だからグループホームとか老人ホームに入っておられるわけで。それで、特養の人のもう七、八割は、今や大なり小なり認知症です。意思表示できないんです。成年後見人もついていない方がほとんどなんです。

そこで、田村大臣、これは答えにくいことは分かっているんですけど、分かっているんですけど、今のこのQアンドAでは、ワクチンについては、本人の意思に基づき接種を受けていただくものであることから、家族や囑託医等の協力を得ながら意思確認を行い、意思を確認できた場合に接種を行います。つまり、私の地元でいろいろ聞いてみたら、認知症のお年寄りで意思表示の確認ができない場合は、家族の同意のみでは接種できないというふうに理解されているんです。そうしたら何が起こるかという、特養やグループホームの認知症のお年寄りのほとんどは接種できないんですよ。でも、これはそもそも、介護施設でクラスターになって死んでいる人が多いから優先接種と言っているのに、恐らく半分以上の認知症の人は意思表示できません

からね、接種できないことになっちゃうんですよ。

そこで、田村さんにお伺いしたいんですけども、これは確認ですけども、本当にちょっとデリケートなことなので答えにくいのは分かるんですけども、認知症のお年寄りで見人もいなくて意思表示ができないという方は、ワクチン接種はできるんですか、できないんですか。

○田村国務大臣 もう委員も御専門でよく御理解いただいていると思いますが、成年後見人であろうが誰であろうが、本人の意思を確認しないでその方の考えで接種をすることはできません。

これは、医療行為を行う場合は本人の同意が得られることが前提になるわけでありまして。しからば、じゃ、現場ではどう対応しているかというのと、もうこれも委員も御承知のとおり、本人の身近な方、それは成年後見をされている方もおられるでありまして、御家族という場合もあるでありまして、そういう方々が本人の意図を酌み取って、ああ、これは同意をしているなということによって接種を行う、若しくは、打ってほしくないなということによって接種しない。

これは新型コロナウイルスだけではなくて、高齢者の方々、認知症のある方々の、例えばインフルエンザの接種もそうでありまして、こういう予防接種は全て、医療行為は全てそういうような形で同意をいただいております。

もちろん、緊急避難的に、本人がもう急迫で何かあったら命を失うという場合は、医療の現場において、本人を救うために、それは本人の同意が取れなくても、例えば交通事故等々、こういう場合は手術をするということは当然あり得るわけでありまして、そうでない場合はやはり本人の意思というものが、これが大前提でございまして、あとは、それを一番酌み取れる方が酌み取っていただいて、御判断をいただくということになろうというふうに考えております。

○山井委員 私、一般論は田村さんが言っているのでもいいですけども、そのインフルエンザの一般論まで変えろとは言っていない。でも、今の田村大臣の答弁でいくと、意思表示できない多くの認知症の高齢者は、今回のコロナワクチンは、要は、酌み取ろうとしても酌み取れないんです、残念ながら認知症の方の多くの方は。もうそこは仕方ないんですよ、そういう疾患であるわけですから。

これは本当に聞きづらいけれども、今の田村さんの答弁が正しいとすれば、多くの認知症のグループホーム、特養の高齢者は、酌み取れないわけだから、今回のコロナワクチン、優先接種だけれども、受けられないということになってしまいます。

ついては、私はそれはおかしいと思いますので、何らかの表現で、成年後見人あるいは家族の同意があれば、意思表示ができない場合はですよ、意思表示できる場合はその意思に従う、酌み取れない場合、田村大臣がおっしゃったように何らかの方法で、主治医の方や家族がやってももう酌み取れない場合は、今回のコロナに鑑み、成年後見人や家族の同意でもオーケーということにしないと、半分以上の特養、グループホームの人は接種できないとなっちゃったら、私はそれはよくないと思うんです。QアンドAにそういうことを入れてもらうわけにいきませんか。

○田村国務大臣 これは本質論になってまいりますので、本人の同意なくして、急迫でない場合での医療行為というのは、それはやれないというのが前提です。

そんな中で、いろんな現場で、もうこれも委員も御承知のとおり、工夫をされて、本人の意思を酌み取っていただいているというのが前提です。いや、認知症なら酌み取れないではないかといっても、日々共に時間を過ごしておられた方は、それを酌み取っていただいて、それで判断いただくということでありまして、それを逸脱して一律に行政が通知を出すということは、これは本人、自己の意思の尊重、もっと言うと、本質論として尊厳に関わってくる話でございまして、これは行政として一律の文書を何の根拠もなしにお出しできるというものではない。

ですから、今までもそのように、それぞれが御本人の意思を酌み取っていただく中で御判断をいただくということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○山井委員 でも、ということは、真面目に認知症の方と向き合って、酌み取れない方に関しては、多くの認知症の高齢者は優先接種でありながらワクチンが受けられないとなると、グループホームとか特養とかは、なかなか大変ですよ。多くの人がこれを受けられないとなっているので。

私、おっしゃる意味、分かるんです。これはもう現場も悩んでいるんですけども、これは私の意見を言っているんじゃないくて、現場が、今の曖昧なのでは打てないという悲鳴が来ているから私も言っているんです。

役所に聞いたら、この通知が出ているから、本人の意思表示ができない、酌み取れない場合は打てませんと役所に言われちゃって、特養で打てません、グループホームで打てません、でも打てないと困りますという悲鳴が来ているから私は言っているんであって、田村大臣の言うことを、一般的な予防接種のルールを根本的に変えろとか言っているんじゃないんですよ。

ただ、今のコロナの状況においては、そういう一歩を踏み出した、ある意味で政治判断かもしれませんが、そういうことを明記しないと現場は本当に混乱すると思いますし、もちろん家族同意でも、家族が打つべきじゃないと思うときは同意するわけないわけですから、このことはちょっと、割と現場は今大混乱していますので、大きな問題になると思いますので、けんかするんじゃないくて、前向きな形で是非決着させたいと思います。

ありがとうございました。